

茨木市 3 歳 6 か月児健康診査実施要綱

茨木市 3 歳 6 か月児健康診査実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 この要綱は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に基づく 3 歳 6 か月児健康診査について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 3 歳 6 か月児健康診査の対象者は、受診する日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第 12 条第 1 項第 2 号に該当する者とする。

(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（健康診査の内容）

第 3 3 歳 6 か月児健康診査の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診及び診察

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれに定める内容

ア 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号。以下この号において「規則」という。）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる項目 身体計測

イ 規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる項目 視力検査

ウ 規則第 2 条第 2 項第 6 号に掲げる項目 聴力検査

エ 規則第 2 条第 2 項第 7 号に掲げる項目 次に掲げる内容

(ア) 歯科診察

(イ) 虫歯予防措置等の個別相談

オ 規則第 2 条第 2 項第 9 号及び第 10 号に掲げる項目 発達検査

カ 規則第 2 条第 2 項第 13 号に掲げる項目 発育及び発達に関する相談並びに育児上の相談

（その他）

第 4 この要綱に定めるもののほか、3 歳 6 か月児健康診査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。